

令和3年度農作物有害動植物発生予察情報 特殊報第1号

令和3年8月20日
山形県病害虫防除所

- 1 病害虫名 サツマイモ基腐病(もとぐされびょう)
- 2 作物名 サツマイモ (ヒルガオ科)
- 3 病原名 *Diaporthe destruens*(Harter) Hirooka, Minosh. & Rossman
- 4 発生の経緯
 - (1) 令和3年7月、庄内地域のサツマイモ栽培圃場において、生育不良で茎葉部の黄化や茎地際部の黒変症状を示す株が確認された。当該圃場よりサツマイモ茎葉を採取し農研機構植物防疫研究部門に診断を依頼した結果、本県では未発生のサツマイモ基腐病であると同定された。
 - (2) 本病は平成30年に沖縄県で初確認され、その後、1都15県で発生が確認されている。
- 5 病徴及び病原菌の特性
 - (1) 発病すると茎の地際部が暗褐色～黒色に変色し(写真1)、茎葉では黄変、萎凋等の症状(写真2)が見られ、その後、症状が進行すると地上部が枯死する(写真3、4)。発病が地下茎、しよ梗を経て塊根まで拡大すると、なり首側から塊根が腐敗する(写真5)。なお、塊根は収穫時に無病徴でも、収穫後の貯蔵中に腐敗することがある。
 - (2) 発病株の変色部表層に微小な黒点粒状の柄子殻が形成され(写真6)、降雨等の水により内部から大量の胞子が漏出する。胞子は、強い風雨や圃場の停滞水により畝及び畝間に沿って拡散し、周辺の健全株に感染する。
 - (3) 本菌の宿主植物はヒルガオ科植物(主にサツマイモ)である。
 - (4) 本病は発病したつるや塊根で伝搬する。また、植物残渣上で越冬し、それが翌年の伝染源となる。
- 6 防除対策
 - (1) 発病した株(茎葉や塊根)は速やかに抜き取り、圃場やその周辺に残さないよう適切に処分する。
 - (2) 発病株の除去後には、周辺株への感染を防止するため本病に適用のある農薬を散布する。
 - (3) 残渣等は翌年の伝染源となるので、収穫後は圃場から速やかに取り除き、適切に処分する。
 - (4) 本病が発生した圃場で使った資材や機械を別圃場で使用する場合は、消毒や洗浄を十分に行う。
 - (5) 本病が発生した圃場では、次作のサツマイモ栽培を避け、ヒルガオ科以外の作物で輪作を行う。
 - (6) 本病は、排水が不良な場所で発病しやすいので、圃場の排水対策を実施する。
 - (7) 未消毒の苗は、本病に適用がある農薬で消毒する。



写真1 茎地際部の変色（暗褐色～黒色）



写真2 生育不良株



写真3 地上部の枯死



写真4 発生圃場の状況



写真5 塊根の症状（品種「高系14号」）
（上段：外観、下段：切り口）



写真6 茎上の柄子殻（小黒点）

※写真5は「生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）
令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より転載